

「人工知能基本計画（素案）」に対する意見募集結果概要

1. 実施期間

- 令和8年6月19日（金）～令和8年6月23日（火）

2. 意見総数

- 8,774件（うち、団体・法人等 153件、個人 8,621件）

3. 主な意見

- AIが自律的かつ連鎖的に意思決定・行動を行うことを踏まえると、リスクの抑制と円滑な実装の両立が不可欠。人の関与水準を踏まえた技術的・制度的な整理が重要、今後の具体的検討に期待。
- 「自律行動型AI」は、AIのみに完全に意思決定を委ねるかのような用語であり、「Agentic AI」の訳語として利用することは適切ではない。人間の意図を汲んで「主体的に代理行動・推論する特性（エージェント性）」を持つことを強調すべき。
- 「個人情報保護に関する法律」改正案における特例措置において、個人データが悪用されぬよう、他国と同等の対処すべき。
- 日本の競争力の源泉は、汎用AIの性能競争でなく、製造業、医療、物流、建設、インフラ管理等の現場データと実装力にあり、バーティカルAI及びフィジカルAIの方向性に賛同。その実現には、現場で使える小規模・省電力な推論基盤、データ連携基盤、標準化された評価環境の整備が重要で、エコシステム全体として育成してもらいたい。
- データセンターの整備推進については、近隣住民の物理的・精神的負担になることが想定され、計画性をもった立地促進を行ってほしい。

※ いただいたご意見については、事務局において編集し掲載しているものもあります。

いただいたご意見は、本計画の策定や今後の政策の検討に当たって参考とさせていただきます。

「人工知能基本計画（素案）」に寄せられた主な意見

「人工知能基本計画（素案）」に寄せられた意見総数 8,774件（うち、団体・法人等からは153件、個人からは8,621件）

● 全般に対する意見（ 3,278件（うち、団体・法人等からは 15件、個人からは 3,263件） ）のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始 行数	終了 行数	意見内容	回答
1	全般	-	-	-	人工知能基本計画（素案）について、AI技術の発展だけでなく、国民の基本的な人権、個人の尊厳、民主主義を守る視点をより明確に盛り込むべきです。AIは社会を便利にする可能性がある一方、大量の個人情報の収集・分析、本人が知らないうちの評価・分類、偽情報や情報操作の拡散など、人権や自由を損なう危険もあります。日本国憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、第21条は表現の自由を保障しています。AIの利用においては、透明性、説明責任、利用目的の明確化、第三者による監視、被害を受けた場合の救済制度を十分に整備する必要があります。行政や企業によるAI利用が、国民の監視や過度な情報管理につながるような、慎重な制度設計と国民的議論を求めます。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。なお、人間の尊厳や基本的な人権を尊重すること等、AIの研究開発や利活用の適正性確保については、昨年12月に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」を策定しているところ、当該指針の運用にも努めてまいります。
2	全般	-	-	-	社会全体でのAXを目指すのなら、産業界との協働は不可欠。今回の意見募集は1週間にも満たず、任意の意見募集手続であるとしても、このような短期間で産業界の声を十分に把握することは困難。産業界の声をより広く反映できるよう、1か月程度等の十分な意見募集期間等を設定頂くことを望む。パブリックコメントはあくまで任意とはいえ、広範な影響を与える同計画の意見募集としてあまりに短納期である。	ご認識いただいております通り、本パブリックコメントは任意のものではございますが、策定に向けたスケジュールに鑑み短期間となってしまったことは御理解いただきたく存じます。いずれにしても、頂戴したご意見の通り、産業界の皆様の御意見を把握させていただくことは非常に重要だと認識しております。パブリックコメントだけにとどまらず、個別対話の機会を含め、御意見を把握させていただく仕組みを積極的に設けさせていただければと思います。
3	全般	2	24	25	本素案の方向性に賛同します。特に、自律行動型AIの急速な伸長を捉え、対話型ツールから「組織・社会の意思決定と実行を担う主体」への変化を示した点は、今後の産業競争力および社会基盤の観点から重要と考えます。その社会実装においては、自律行動型AIが自律的かつ連鎖的に意思決定・行動を行う特性を踏まえ、リスクの抑制と円滑な実装の両立が不可欠です。この点に関連し、自律行動型AIのガバナンスや責任分界の検討では、単一エージェントと複数エージェントとのシステム構成やリスク構造の違い、及び人の関与水準（Human on the loop等）を踏まえた技術的・制度的な整理が重要と考えます。責任分界の記述に際し、システム構成や人の関与の水準等の前提条件の違いを明示するとともに、それらに応じたリスク評価および責任主体の整理の方向性を補足いただくことで、今後のガイドライン策定等の具体的検討に資することを期待します。	御賛同いただき、ありがとうございます。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。特に、御指摘の責任分界の観点などについては、今後議論を深め、整理をしてまいります。

● 第1章に対する意見（ 997件（うち、団体・法人等からは 22件、個人からは 975件） ）のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始 行数	終了 行数	意見内容	回答
1	-	2	10	10	「まずやってみる」というアプローチは心強いものですが、それを実現するためには具体的なインセンティブが必要です。「AIをまず使ってみる」機運を醸成しようとする日本の姿勢は高く評価されますが、組織が第一歩を踏み出すためには、規制上の明確性と安心感が不可欠です。データ利用に関する明確な法的根拠、善意に基づく実験に対するセーフハーバー、そして簡素化されたコンプライアンス手続きといった具体的なインセンティブが、慎重姿勢から実際の導入への移行を加速させるものと考えます。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。なお、第1章において「計算資源、電力、（中略）さらには安全・安心につながる制御・管理や制度・政策まで、総体としてAI実装能力を強化する」としているように、ご指摘の「規制上の明確性と安心感が不可欠」といったご認識は共有しているところです。
2	-	2	25	25	「自律行動型AI」という用語を「Agentic AI」に対応させて使用することは、技術的・学術的に不適切であり、誤解を招きます。「Agentic」という概念は、人間とAIの協働や動的な権限委譲、特定の環境下でのエージェント的特性を指すものであり、完全にAIのみに意思決定を委ねるかのような固定的な「自律行動型」という用語の訳語として利用することは適切ではありません。特に注釈8にある「Human in/on the loop」等の概念と整合させる上でも、AIが単独で自律走行するニュアンスではなく、人間の意図を汲んで「主体的に代理行動・推論する特性（エージェント性）」を持つことを強調すべきです。そのため、本箇所については「自律行動型AI」ではなく、技術動向や国際的な議論との整合性を担保するためにも、「エージェント的AI」や「エージェント機能を有するAI」等に修正の方が望ましいと考えます。	ご意見ありがとうございます。「自律行動型AI」の記載につきましては、その機能等をより直感的に認識いただけるよう日本語の表現を追求した故のものでございました。一方で、頂戴した「AIのみに意思決定を委ねる」かのようにとらわれかねないといった指摘の趣旨は理解するところです。さらに足元では「エージェント型AI」といった言葉が定着してきたとも認識しておりますところ、御指摘も踏まえ、「自律行動型AI」の記載については、「エージェント型AI」といった表記とさせていただきます。

3	-	3	10	10	「日本の勝ち筋」等の表現は、AI政策を国家間の競争として捉える印象を与える。しかし、AIは本来、人類共通の課題解決に資する技術であり、医療、福祉、教育、災害対応、環境保全等の分野では国境を越えた協力が不可欠である。開発現場では海外製部品、海外企業との協業、国際規格への対応が不可欠であり、「勝ち負け」だけでは語れない国際的な協力関係の上に技術開発が成り立っている。本計画は競争力強化を重視する一方で、平和的利用や国際協力による利益についての記載が十分ではない。国際競争のみを強調する表現を見直し、国際社会との協調を通じたAIの発展についても明記すべきである。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。なお、第3章第3節に「安全・安心で「信頼できるAI」を我が国発で世界と共に構築する」、「同志国等やグローバルサウス諸国との連携を強化し、信頼できるAIエコシステムを共創していく。開発主体や用途、設計思想等が異なる多様なAIモデル間の相互運用性の確保を重視し、そのための技術標準形成も主導」する旨、記載しております。
4	-	3	21	30	「AI主権」の確保には、データ・モデル・計算資源の保有のみならず、AIを「どこで」「誰の管理下で」「どのような実行環境で」動かすかを含めるべきである。行政・防衛・重要インフラ等の戦略領域では、機微データや重要モデルを扱うAIについて、国内又は信頼できる環境での実行が求められる。特定の国や企業への依存が避けられない場面でも、適切な技術的措置によって依存の範囲を最小化できる。本計画においてAI主権の構成要素として、AIの実行場所・実行環境・実行主体に関する要件を明確に位置づけるべきである。また、AI主権の実現にあたっては、データ保護の観点から「処理中（Data in Use）データの保護の重要性にも留意する」ことの記載や Confidential Computing等の最新技術動向にも留意していくことを求める。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。
5	-	4	1	12	「責任あるアジャイル・ガバナンス」とあるが、計画内でもディープフェイク、権利侵害、責任の所在の曖昧化等のリスクが認識されている一方、対策については推進策に比べ具体性や実効性が不足しているように感じる。AIの社会実装を急ぐこと自体には反対しないが、信頼できるAIを実現するためには、利活用促進と同等以上の速度で法整備や権利保護の仕組みを整備すべきである。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。なお、第3章第3節（1）①に「高性能AIの登場などの技術進歩により複雑化かつ深刻化するリスクへの対応等をより実効的に行うため、AI法を含めた制度等を能動的かつ不断に見直す」旨、記載しております。

● 第2章に対する意見（754件（うち、団体・法人等からは8件、個人からは746件））のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始 行数	終了 行数	意見内容	回答
1	-	5	10	13	本計画は「挑戦と学習」を原則に掲げ、「まずやってみる」「腕より始めよ」という試行錯誤の姿勢を強調している。業務改善であれば理解できるが、AIの学習・利用には国民の個人情報がいられ得るうえ、第3章第1節では個人データの第三者提供に係る本人同意を不要とする特例も示されている。政府が「まず使ってみる」姿勢を掲げつつ、本人の事前同意を外す制度を進めることは、国民を同意なき実験対象とする危険がある。研究開発、人材、投資、電力等の実装基盤も十分に検証されていない以上、「挑戦と学習」は政府内部の業務改善に限定し、個人情報を含むデータの取扱いには適用しないことを明記すべきである。	「挑戦と学習」では、「まずやってみる」という行為そのものを推奨しているのではなく、無謬性にとらわれず「やってみる精神」を持つ環境・文化の醸成を原則として位置付けているところであることをご理解いただければと思います。
2	-	5	10	13	第2章4原則、2項目の「挑戦と学習」について意見があります。AIについては医療事故や自動運転によってもたらされた事故、生成AIについては、企業及び個人情報の漏洩や相談に用いて自殺するように誘導された事例が何件もあります。また、海賊版データセットが生成AI開発に用いられたことで、膨大な数の著作権侵害がなされ、裁判が起こっています。また、データセンター建設による干ばつや深刻な水不足が起こりました。日本はこれらのような前例を知った上で対策をすることができます。そのため、徹底的に前例を調査し、慎重さを持った上で、AI及び生成AIに対する法律や免許制の導入等の国民を守る整備を行っていく必要があります。	「挑戦と学習」では、「まずやってみる」という行為そのものを推奨しているのではなく、無謬性にとらわれず「やってみる精神」を持つ環境・文化の醸成を原則として位置付けているところであることをご理解いただければと思います。

● 第3章に対する意見（ 3,473件（うち、団体・法人等からは 101件、個人からは 3,372件） ）のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始 行数	終了 行数	意見内容	回答
1	第1節	7	23	32	防衛、サイバーセキュリティ、防災、消防、警察でのAI活用を戦略的に進め、さらに組織を越えたデータ共有・官民連携によるデータ活用を促進する記述は、国民監視に接続される懸念があります。警察・防衛分野では、利用目的、利用データ、提供先、保存期間、AIの判断関与度を公開し、思想信条、政治的意見、社会活動、生活状況の把握・選別に用いないことを明記してください。	ご意見として承ります。 各分野におけるAI活用については、国民の安全・安心の確保に資する一方、国民の権利利益の保護が重要であると考えております。 本計画の推進に当たっては、関係法令を遵守するとともに、人間中心、公平性、透明性、アカウントビリティ、プライバシー・個人情報保護等の観点を踏まえ、適正なAI活用が行われるよう取り組んでまいります。
2	第1節	9	34	36	信頼できるAIとは何を指しているのでしょうか？	「信頼できるAI」については、AIがもたらすリスクに対応し、安全・安心に信頼して活用できるAIのことです。そもそも対応すべきリスクはAIの技術進歩とともに変化し、未知のリスクが発生する可能性もあり、またリスクに対する社会的な受容水準も変化することから、「信頼できるAI」の具体的な態様も時代とともに変化するものと考えております。

3	第1節	9-10	34	2	<p>統計作成等であると整理できるAI開発等のみ利用される場合に個人データの第三者提供等に係る本人同意を不要とする特例とありますが、この箇所における個人データとは具体的に何を示しているのか明記されていないのが不安に感じました。データ提供の本人同意不要に関しては国民の個人情報が本人の預かり知らぬ場所で開示され思わぬ方向に悪用されるのではと思います。統計作成の為に必要なデータのみ残し、個人が特定されるようなデータ(氏名、住所、電話番号等)は削除すべきだと思います。他国では統計等に必要の無い個人データは削除されていると聞きます。他国で可能なら日本でも行えるはずですが。国内でのAI開発や利用を促進させたいと考えるならばまずは使用されるデータの扱い方についての規制を設けるべきと考えます。個人情報保護の観点が開けているように感じ、国民の個人情報保護よりもAI開発を優先させたいと感じられる内容です。</p>	<p>ご意見にある特例（以下「本特例」という。）が適用されるのは、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成のためにのみ個人情報が利用される場合に限定されており、提供先の事業者には、これを担保するための各種の義務が課されています。また、本特例に基づき個人情報を提供する事業者が不必要に氏名等を含む個人情報を提供することは、認められません。さらに、例えばEUの個人情報保護制度においては、医療情報等の機微情報を統計目的のために提供する場合においては、一定の保護措置を講じること等が求められていますが、一律に仮名化等の措置が求められているものではありません。</p> <p>以上を踏まえ、本特例は個人情報の適切な取扱いが確保されており、外国制度との比較においても、個人の権利利益を適切に保護する制度となっていると考えています。</p>
4	第2節	-	-	-	<p>日本の競争力の源泉は、汎用AIの性能競争のものではなく、製造業、医療、物流、建設、インフラ管理等の現場データと実装力にある。基本計画が掲げるパーティカルAI及びフィジカルAIの方向性には賛同するが、その実現には、現場で使える小規模・省電力な推論基盤、データ連携基盤、標準化された評価環境の整備が重要である。特にAI主権の観点からは、モデルだけでなく、国内データセンター、推論向け半導体、クラウド基盤、ソフトウェアスタックを含む計算基盤全体の確保を重視すべきである。国産技術についても、巨大基盤モデル単独ではなく、推論基盤やAIアクセラレータを含むエコシステム全体として育成する方針を明確化することを求める。</p>	<p>ご意見も踏まえ、計算基盤を含むAIエコシステム強化を進めてまいります。</p>
5	第2節	11	14	18	<p>データセンターについては非常に不安があります。付近の住民に負担がかかるケースが見受けられます。まず施設そのものが住環境を圧迫するケースです。微振動や騒音、気温上昇、大き過ぎる建物のため景観、視野を遮るなど心穏やかに暮らせません。又多量の電気、水を必要とする為その値上げも問題です。住民が負担するのはおかしいです。さらにこの後全国で無計画にデータセンターが作られては日本全体の気温上昇、電力逼迫などが起こりえます。企業、自治体任せにせず国が責任を持って計画を立ててください。AI開発に遅れをとってはならないとじゃんじゃんデータセンターを作ると必ず住民と摩擦がおきます。どうぞ責任の所在をハッキリさせて住民とのトラブル、環境破壊を防いでください。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。なお、第3章第2節に「地域との共生にも配慮したデータセンターの整備」を推進する旨、記載しております。</p>

6	第2節	12	8	10	「国内外からトップ人材を積極的に受け入れ、日本国内におけるAI開発力を高める」と記すが、高度外国人材を引きつけるための待遇・ビザ制度・研究環境の具体策は乏しい。報酬水準・研究自由度・生活環境で米英・中国と比較して依然不利な条件が残る中、国内のAI研究者・エンジニアの絶対数不足に対する抜本的な育成策も示されておらず、実効性に乏しい。	ご意見として承ります。 国内外の高度人材の確保・育成は、AI開発力の強化に不可欠であり、研究環境の整備、人材育成、海外人材の受入れ促進等について、関係府省庁と連携して取り組んでまいります。
7	第3節	16	16	19	責任あるアジャイル・ガバナンスの実現について「米国CAISI、英国AISI等とAI評価やAIに関する標準化等に関して意見交換を推進するなどのAISI国際ネットワークや、広島AIプロセスの推進といった国際的な枠組みの活用により、AIガバナンスの構築を主導する。」に賛同する。加えて、AIは国境を越えて展開するものであるため（素案第2章6頁「3.AIガバナンスの主導」に記載）、諸外国におけるAI法の主要リスクやAIガバナンスの遵守体制構築のための情報提供に関する取組を要望する。	AIガバナンスは国際的な整合性が重要であり、AISI国際ネットワークや「広島AIプロセス」等のもと、諸外国の制度・取組に関する情報提供を含め、国内事業者等の取組を支援してまいります。
8	第3節	17	17	19	自律行動型AIを含むAIについて、人間による監督の水準と責任分界を、リスクベースアプローチにて検討するなどの方向性を本計画においても示していただきたい。またHuman in the loop, Human on the loop, Human in the leadなど様々な考え方が議論されているが、それぞれの考えで人間の関与がどの程度求められるのか（タイミング、頻度等）について今後作成されるガイドライン等で定義していただきたい。その際、Human in the loopとAIエージェント、自律行動型AIはどう両立させることができるか検討すべき。	ご意見として承ります。 自律行動型AIを含むAIの活用に当たっては、リスクに応じた人間の関与、監督、責任の明確化が重要であると考えております。御指摘も踏まえ、人間による監督の在り方や責任分界の整理について、今後の議論の際の参考とさせていただきます。
9	第4節	17	14	16	AI人材育成においては、AIの使い方を教えるだけでなく、比較的早い教育段階から、AIがもっともらしく誤ることを実体験する機会を設けるべきである。生成AIの誤答は、単に「間違っている」と分かりやすい形ではなく、自然で説得力のある文章として現れるため、知識として注意喚起するだけでは不十分である。児童生徒が、AI出力の矛盾、根拠不明な断定、情報の抜け落ちを発見し、出典確認、保留、再質問、人間による判断修正を行う教材を整備することで、AIを過信せず活用する力を育成できる。 講義形式のリテラシー教育だけでなく、AIを進行補助役とする役割演技型・シナリオ型の授業も検討すべきである。例えば、防災、地域運営、消費行動、情報判断、歴史上の意思決定などを題材に、児童生徒がAIから提示される状況や選択肢を検討し、根拠確認、利害調整、判断変更を行う授業が考えられる。教師の監督下で、AIを答えを出す存在ではなく、状況を提示し思考を促す教材として用いることで、AI活用能力と人的主体性を同時に育成できる。	ご意見として承ります。 計画素案においても「AI時代における人間力の向上」を掲げているところでありますが、ご指摘については、今後の施策検討・展開の際の参考とさせていただきます。

10	第4節	17	17	20	<p>自律行動型AIについては、多くのプロジェクトがコスト膨張・ビジネス価値の不明確さ・リスク管理の不備等を理由に中止されるとの予測も示されており、社会実装の前提となるガバナンスの在り方の検討が必要となっている。具体的には、用途やリスクに応じた「人の関与」の考え方を、より明確に整理することが重要である。特に、Human in the loop、Human on the loop、Human in the lead等の考え方を具体的なユースケースやリスク水準に即して整理していくことが望ましい。このような整理が示されると、企業においても、高リスク領域におけるAI活用について必要な統制を確保しつつ、過度な萎縮を招くことなく導入・運用を進めやすくなると考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>自律行動型AIの活用に当たっては、用途やリスクに応じた人間の関与・監督の在り方を整理することが重要であると考えております。</p> <p>御指摘も踏まえ、リスクベースでの人間の関与や責任分界の在り方について、今後のガイドライン等の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
11	第4節	18	22	24	<p>AI利活用時に損害等が発生した際の民事責任については、既に「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」が公表されており、損害発生時における責任分担についてAIの機能類型ごとに一定の考え方が提示されている。しかしながら、本手引きは参照事例に限られるなどの点で一次整理の域を出ておらず、各企業においてAIを活用したサービスを検討する際の有効な指針として機能するに至っていない。本計画で提示されている通り、AI利活用におけるリスクが顕在化し権利侵害や損害が発生した場合の責任分界について継続して検討する際には、より幅広い事例を集積・分析した上で、各企業の具体的なサービス検討に資する整理を提示していただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>AI利活用に伴う民事責任の整理は、企業の予見可能性を高める上で重要であると考えております。</p> <p>御指摘も踏まえ、幅広い事例の集積・分析を通じ、具体的なサービス検討に資する整理となるよう、継続的に検討してまいります。</p>
12	第4節	18	25	28	<p>イラストレーター、漫画家、作家、声優、俳優、写真家等の表現者の立場から見ると、権利保護の実効性が十分に示されていないと考える。現在の生成AIは、どの著作物や実演が学習に利用されたのか権利者が把握することが困難であり、自身の創作物や実演の利用状況を確認することができない。また、無断学習やAIによる模倣、音声クローン等に対する懸念も大きい。そのため、権利者が自身の著作物等の利用状況を確認できる仕組み、利用停止を求める手続、学習データの透明性確保のための情報開示等について、より具体的な方針を明記すべきである。また、声優や俳優等の実演及び音声の無断利用に対する保護についても明確な指針を示すべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本計画の推進に当たっては、関係法令を踏まえつつ、学習データ等の透明性の確保、データ保有者等のステークホルダーへの配慮、権利侵害リスクへの対応等について、関係府省庁と連携して検討を進めてまいります。</p> <p>具体的には、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的とする「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」（仮称）の制定や、俳優や声優等の声を模倣した音声コンテンツの無断生成・公開等がパブリシティ権等の侵害に該当する場合における不法行為法の解釈・適用等に関するガイドライン等の作成等を進めてまいります。</p>

● 第4章に対する意見（ 272件（うち、団体・法人等からは 7件、個人からは 265件） ）のうち代表的な意見

番号	該当箇所	ページ	開始 行数	終了 行数	意見内容	回答
1	第2節	20	16	21	第2章「4原則」の「アジャイルな対応」は「永遠のβ版」やPDCAを掲げ、変化に即応し迅速に取組を進化させるとする。しかし第4章第2節「基本計画の変更」が定める見直しは「当面は毎年変更を行う」のみであり、計画本体の年次改定だけでは、継続的の反復を旨とする「永遠のβ版」やアジャイルの趣旨を実現する手段として不十分である。技術が数か月単位で変化するAIでは、年次改定とは別に、より短い周期での運用の点検・見直しの仕組みが要る。また第1節のフォローアップは「適切なベンチマークを設定」とするのみで指標の内容が示されず、PDCAの評価段階が機能する保証がない。短周期の見直しの仕組みと、評価に用いる具体的なベンチマークの明示を求める。	ご意見として承ります。 今後の政府における本計画のフォローアップ等の参考とさせていただきます。
2	第1節	20	16	21	AI技術の変化が極めて速く、当面毎年変更する方針は合理的です。ただし、年次見直しだけでは、生成AI被害やSNS拡散の速度に追いつかないおそれがあります。フォローアップでは、相談件数だけでなく、削除までの日数、権利侵害対応件数、再発率、未成年関連被害、学習・生成・流通段階の事業者対応状況など、実効性を測るベンチマークを設定すべきです。	ご意見として承ります。今後の政府における政策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、第4章第2節において「適切なベンチマークを設定した上で、モニタリングを実施」する旨、記載しております。